

宅地防災マニュアル(改定案)に対する主なご意見等の概要とそれに対する国土交通省の考え方

対象部分	主な意見等内容の概要	意見等に対する考え方
全体	本マニュアルの位置づけを「参考」にとどめず、マニュアルに記載されている内容、特に地盤強度の確認等各調査の実施と報告について義務づけを行うべきではないか。	宅地防災マニュアルは平成元年の策定時から、開発事業者及び行政担当者の参考資料として位置づけられており、今回の改定においてもその位置づけは変更していません。
Ⅵ・5 盛土全体の安全性の検討	1)谷埋め型大規模盛土造成地 過去に何回も盛土を行っている場合、「盛土をする前の地盤面」とは、どの時点の地盤面をいうのか。 また、「盛土の内部に浸入することが想定されるもの」の判断基準を示されたい。	ここでは、盛土をする場合について盛土をする前の地盤面としています。また、地下水位が盛土の内部に浸入することが想定されるものとは、例えば谷や沢に盛土する場合があります。
	③間げき水圧 ほかの適切な方法とはどういったものか示されたい。	間げき水圧は実測により求めることが望ましいが、困難な場合もあり、そのような場合は、図解法などの手法により推定することが考えられます。
Ⅵ・7 地下水排除工	平成19年4月1日施行予定の都市計画法施行令第28条第7号において、「切土又は盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるときは、開発区域内の地下水を有効かつ適切に排出することができるように、国土交通省令で定める排水施設が設置されていること。」とされていますが、そのおそれがあるかどうかの判断方法や設計・施工方法について具体的な記載がないため、盛土をする場合において、地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるかどうかの判断方法及びそのおそれがあるときの設計・施工方法をお示し願います。	地下水により崖崩れ又は土砂の流出が生じるおそれがあるかどうかの判断の基準については、「Ⅵ. 2盛土のり面の勾配」及び「Ⅵ. 5盛土全体の安定性の検討」において、安定性を検討する盛土の基準を示しているので参考にしてください。また、都市計画法施行令第28条第7号の排水施設の設計・施工方法については、「XⅤ・9・1」、「XⅤ・9・2」の本文を参照してください。
XⅣ・1・1 施工管理の基本的な考え方	所要の品質とは、具体的にはどのような品質か示されたい。	設計時に設定した規格(品質)のことであり、例えばコンクリートの強度、出来型寸法などが挙げられます。
XⅣ・2・1 検査の基本的考え方	盛土の締め固め規定が0.3メートル以下と定められた。そのため、谷埋め型、腹付け型大型盛土に該当する開発行為の場合は、「必要に応じて」という記述では判断の基準があいまいとなるので、中間検査を義務づける改正内容にしたほうがよいと思われる。	盛土の締め固めなど完成した時点で確認のできないものについては、施工中の中間検査、施工中の写真の確認など施工箇所の特徴等に応じた適切な方法をとる必要があるので、「必要に応じて」としていますが、今回の法令改正等に見られるとおり、宅地の安全性確保の必要性が高まっており、施工中の中間検査の重要性が増していると考えられることから、当該箇所において中間検査を明記したものです。
XⅤ 滑動崩落防止対策	実際に建築物がある場合、どのような施工方法となるのでしょうか？ 構造基準図や検査方法を具体的に示していただきたい。	滑動崩落防止対策工については、建築物の有無等に関わらず、一般的に想定される基本的な施工方法をお示ししております。なお、個別の事業箇所における施工方法等については、これらを参考に、適切な設計をしていただく必要があるものと考えます。

対象部分	主な意見等内容の概要	意見等に対する考え方
X V・1 滑動崩落防止対策の 基本的な考え方	「次に示す基準を満たす」とは、1)から3)までのすべてを満たすことをいうのか、1)又は2)を満たし、かつ、3)を満たすことをいうのか明確でないため、「次に示す基準を満たす一団の造成宅地」の記載の見直しを検討願います。 地下水位については、季節変動や経年変化も考えられるが、盛土する前の地盤面の高さを超えるものについては全て対象と考えるべきか、また、そのために常時計測し続ける必要があるか示されたい。	ご指摘をふまえ、「次に示す基準の1)又は2)に該当し、かつ3)を満たす一団の造成宅地」と修正します。 一般に地下水位については様々な条件をふまえ実測値等に基づき設定しているところであり、その結果から盛土する前の地盤面の高さを超えているかどうかを判断することとなります。また、常時計測を続けるかどうかについては、当該盛土の土質や気象などの条件をふまえて判断することとなります。
X V・3 滑動崩落防止対策工の 選定	経済性等を勘案して工法を選定せよとあるが、多種多様な工法の中から選定するのは容易ではない。補助事業の採択を受けようとする場合はなおさらである。よって、工法選定の着眼点や工法ごとのメリット、デメリット、難易、適用範囲、費用の目安、等について比較表等を解説に記載されてはどうか。	現在の技術的知見をふまえ、地滑り抑止杭、グラウンドアンカー、その他の土留、地表水排除工及び地下水排除工を宅地防災マニュアルに示しています。
X V・5 設計強度定数と間げき 水圧	X V・5にある間隙水圧の求め方として、「測定された値」を使用せよとの記述があるが、地震時過剰間隙水圧の測定は不可能であることから、計算等によって求められる値を使うことも可とされたい。VI・4にはその旨が記述されている。	ご指摘をふまえ、「困難な場合は他の適切な方法によって推定することも可能である。」と追加します。
X V・7 グラウンドアンカーの 留意事項	「4)アンカーは定期的に点検するなど、維持管理が必要である。」この維持管理は誰がすべきものか示されたい。	原則として、滑動崩落防止対策を行った主体が維持管理を行うこととなります。
X V・9 地下水排除工	防災のための暗渠等は、土地所有者が維持管理の主体となるのでしょうか？	原則として、滑動崩落防止対策を行った主体が維持管理を行うこととなります。
X V・11 新技術・新工法の取組	「新技術、新工法に取り組むことが大切である。」とあるが行政担当者が審査するにあたって判断がつかない場合はどうすべきか示されたい。	国土交通省においても、新技術・新工法に関して、参考となる技術的知見を得た場合には、宅地防災マニュアルの改定等を通じて開発事業者や行政担当者に提示していきます。